

# 熊本県立東稜高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

- 1 趣旨  
この要項は、次項に定める目的のために東稜高等学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。
- 2 カメラの設置目的  
カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。
- 3 設置場所等
  - (1) 設置場所、台数等  
カメラは、東稜高等学校地内の次の場所に設置する。  
セミナーハウス東側1台、セミナーハウス西側1台、教室棟南東側1台
  - (2) 撮影対象  
カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。
  - (3) 撮影時間  
カメラの撮影時間は、終日とする。
  - (4) 録画  
カメラで撮影した画像は、録画するものとする。
- 4 責任者の指定  
カメラの管理責任者は、校長とする。
- 5 録画した映像の管理方法
  - (1) 保管場所  
録画した画像は、（以下「画像」という。）クラウド上に保管し、管理責任者が設定するパスワードのみで開錠できるものとする。
  - (2) 保存期間  
画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。また、保存期間を延長するにあたり別途費用が発生する場合は、委託者と受託者が協議するものとする。
  - (3) 画像の閲覧等
    - ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。
    - イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。
    - ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。
  - (4) 消去  
保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。
- 6 設置の表示  
カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。
- 7 画像の提供  
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。
- 8 その他  
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

## 附則

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。